

# バーゼルⅢ 自己資本比率規制 第3の柱に基づく開示 (自己資本の充実の状況等)

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日 金融庁告示第7号）」および「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日 金融庁告示第21号）」として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示するものです。

また、「平成26年金融庁告示第7号」として記載している自己資本比率は、平成28年3月末より「国際統一基準」に定められた算式に基づき算出しております。流動性規制に関する開示項目につきましては、平成27年金融庁告示第7号附則に基づき平成28年度より開示しております。

なお、本資料は内部管理において使用している計数に基づき作成したものです。

目次	I 自己資本の構成に関する開示事項	IV 連結レバレッジ比率に関する開示事項
	II 定性的な開示事項	V 自己資本の充実の状況等 用語解説
	III 定量的な開示事項	VI 報酬等に関する開示事項

## I 自己資本の構成に関する開示事項 連結

バーゼルⅢ 国際統一基準 連結

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年3月末		平成29年3月末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	187,156		197,359	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	38,039		39,419	
2	うち、利益剰余金の額	150,502		159,480	
1c	うち、自己株式の額 (△)	188		193	
26	うち、社外流出予定額 (△)	1,197		1,347	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	262		326	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	22,135	14,756	35,948	8,987
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,396		1,408	
	非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	3,396		1,408	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	212,949		235,043	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	5,320	3,546	6,652	1,663
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	5,320	3,546	6,652	1,663
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△108	△72	△20	△5
12	適格引当金不足額	—	—	—	—
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	2,991	747
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
27	その他Tier1資本不足額	—	—	—	—
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,211		9,622	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	207,737		225,420	
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)					
30	31 a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31 b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	265		181	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	265		181	

国際様式の 該当番号	項目	平成28年3月末		平成29年3月末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
42	Tier2資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—	—	—
<b>その他Tier1資本</b>					
44	その他Tier1資本の額 ( (二) - (ホ) ) (ヘ)	265	—	181	—
<b>Tier1資本</b>					
45	Tier1資本の額 ( (ハ) + (ヘ) ) (ト)	208,002	—	225,602	—
<b>Tier2資本に係る基礎項目 (4)</b>					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	—	—	—
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	62	—	42	—
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—
49	うち、銀行の連結子法人等 (銀行の特別目的会社等を除く。) の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	11,353	—	12,354	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	11,353	—	12,354	—
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,761	—	7,179	—
	その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	12,761	—	7,179	—
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	24,177	—	19,576	—
<b>Tier2資本に係る調整項目</b>					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	4,071	1,017
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
	調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	—	—	—	—
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	4,071	—
<b>Tier2資本</b>					
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	24,177	—	15,505	—
<b>総自己資本</b>					
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	232,180	—	241,107	—
<b>リスク・アセット (5)</b>					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,547	—	1,663	—
	うち、調整項目に係る経過措置により、リスク・アセットの額に算入される無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額	3,546	—	1,663	—
	うち、繰延税金資産に係るものの額	—	—	—	—
	うち、自己保有普通株式等に係るものの額	0	—	0	—
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,788,624	—	1,912,390	—
<b>連結自己資本比率</b>					
61	連結普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	11.61%	—	11.78%	—
62	連結Tier1比率 ( (ト) / (ヲ) )	11.62%	—	11.79%	—
63	連結総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	12.98%	—	12.60%	—
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,770	—	23,433	—
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	693	—	643	—
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—	—	—	—
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—	—	—	—
<b>Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>					
76	一般貸倒引当金の額	11,353	—	12,354	—
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	21,185	—	22,845	—
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	—	—
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	—	—	—
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	—	—	—
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	—	—
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—	—	—	—
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	—	—

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の附則別紙様式第2号に基づく開示事項です。

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

## 単体

バーゼルⅢ 国際統一基準 単体

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年3月末		平成29年3月末	
			経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	182,578		190,581	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	37,963		37,963	
2	うち、利益剰余金の額	146,001		154,158	
1c	うち、自己株式の額 (△)	188		193	
26	うち、社外流出予定額 (△)	1,197		1,347	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	262		326	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	25,245	16,830	38,922	9,730
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	208,085		229,830	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,352	3,568	6,691	1,672
8	うち、のれんに係るものの額	38	25	48	12
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,313	3,542	6,642	1,660
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△108	△72	△20	△5
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	2,697	674
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	25		12	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,270		9,381	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	202,815		220,449	
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	-	-
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	25		12	
	うち、無形固定資産 (のれん) に係る経過措置により算入されるものの額	25		12	
42	Tier2資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	25		12	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	-	-	-	-
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	202,815		220,449	

資料編

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

国際様式の 該当番号	項目	平成28年3月末		平成29年3月末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
Tier2資本に係る基礎項目 (4)					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-	-	-
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	10,965	-	12,002	-
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	10,965	-	12,002	-
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,157	-	7,025	-
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	12,157	-	7,025	-
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	23,122	-	19,028	-
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	3,921	980
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	3,921	-
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	23,122	-	15,106	-
総自己資本					
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	225,938	-	235,556	-
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,542	-	1,660	-
	うち、調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットが適用されたことになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	3,542	-	1,660	-
	うち、繰延税金資産に係るものの額	-	-	-	-
	うち、自己保有普通株式等に係るものの額	0	-	0	-
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,763,466	-	1,889,509	-
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 (ハ) / (ヲ)	11.50%	-	11.66%	-
62	Tier1比率 (ト) / (ヲ)	11.50%	-	11.66%	-
63	総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	12.81%	-	12.46%	-
調整項目に係る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,020	-	23,119	-
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
76	一般貸倒引当金の額	10,965	-	12,002	-
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	20,933	-	22,610	-
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の附則別紙様式第1号に基づく開示事項です。

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

## II 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は次の5社です。

名 称	主要な業務の内容
北国総合リース株式会社	リース業務
株式会社北国クレジットサービス	クレジットカード業務
北国保証サービス株式会社	信用保証業務
北国マネジメント株式会社	事業再生ファンド運営業務
北国債権回収株式会社	債権回収管理業務

ハ. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当する会社はありません。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内において、資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、経営の健全性の維持と安定的な収益の確保に資するため、自己資本の状況を管理しております。

平成29年3月期の連結自己資本比率は12.60%、単体自己資本比率は12.46%であり、国際統一基準の8%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

今後も経営計画に基づいた業務推進から得られる利益による資本の積上げを目指すものですが、営業戦略上、一段の資本充実が必要な場合には自己資本増強の施策を検討するものです。

リスク管理の方法としては、自己資本比率による充実度の評価のほか、次の方法にて行っております。

#### ①統合リスク管理

市場リスク・信用リスク・オペレーショナルリスク・その他リスクを対象に資本配賦額を設定したうえで、月次にてリスク量を把握しています。各リスク量を合計した統合リスク量は、自己資本の基本的項目から退職給付会計対応等の不確定要素

を控除した実質自己資本を算定して、対比することにより適切にコントロールし、十分な自己資本額の維持を図っております。また、金利上昇シミュレーションによる損益検討などの分析も行い、ヘッジ等の検討を行っております。

#### ②自己資本額に対する金利ショック額の比率

金利ショック額に対する銀行勘定全体の経済価値の増減を自己資本額の一定割合に抑えることにより、自己資本の健全性維持を図っております。

今後は危機管理分野などその他のオペレーショナル・リスク管理の高度化と併せ、資本の効率的な運用推進が可能な自己資本管理態勢の強化に取り組み、健全性の維持と自己資本の充実を図るものです。

なお、連結子会社については、リスクが単体に比べ、僅少であることから、影響は限定的と考えております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行では融資業務の基本的な指針・規範である「クレジットポリシー」を制定し、「資産の健全性の維持向上および安定的な収益確保」を目的とした厳正な与信判断を通じて、取引先の信用リスクの適正な把握に努めております。

信用リスク管理においては、営業部門からは独立した組織である融資部がモンテカルロシミュレーション法※を用いて格付別に与信ポートフォリオの信用リスクを計量するとともに、適正な収益確保と信用リスクが予想以上に顕在化した場合においても経営への影響を対応可能な範囲内にとどめられるように、業種別、債務者別等で過度に与信が集中することのないよう管理しております。なお、計量した信用リスクや与信の集中度合いについては半期毎に経営会議等に報告されております。

また、良質な与信ポートフォリオを維持、構築するためには、個々の企業審査、案件審査を的確に行うことが不可欠であり、個別案件の審査にあたっては信用格付・保全・資金使途・返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断しております。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等遵守を尊重しながら、適正な運営を行っております。

#### <貸倒引当金の計上基準>

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、自己査定の結果に基づく債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る蓋然性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は単体で2,272百万円、連結28,394百万円となっております。

※ モンテカルロシミュレーション法・・・乱数を用いたシミュレーションを何度も行うことにより、リスク量を測定する方法

#### ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関）の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はエクスポージャーの種類に応じて以下の格付機関を採用しております。

エクスポージャーの種類	格付機関
海外向けエクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
外国の中央政府向けエクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
証券化エクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
当行保有かつ運用を指図しない投資信託や投資事業組合への出資等の個々の裏づけ資産	・投資信託運用会社や投資事業組合が資産運用報告書等で使用する適格格付機関
上記以外のエクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I)

なお、連結子会社についても同様の基準によりリスク・ウェイトの判定を行っております。

## 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、銀行が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、不動産担保、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当行では個別案件審査にあたり、取引先の経営状況、信用格付、資金使途、返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断しております。担保や保証による保全措置は、あくまでも安全性を補完する副次的な位置付けと認識しており、担保や保証に過度に依存した融資は行わないよう留意しております。ただし、審査の結果、担保や保証による保全措置が必要となった場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当行が扱う信用リスク削減手法には、担保として自行預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証として人的保証、信用保証協会保証、民間の保証会社による保証、国や地方公共団体の保証等がありますが、その手続については、当行が定める「貸出規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当行が定める「事務取扱要領」や各種契約書等に基づき、法的に有効であることを確認のうえ手続きいたします。

なお、連結子会社においても、信用リスク削減手法として不動産担保、人的保証を用いております。

バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、現金、自行預金、債券、上場株式等の適格金融資産担保、国、地方公共団体、政府関係機関、信用保証協会、外部格付を有する法人等の保証、及び貸出金と担保として提供されていない自行預金との相殺が該当いたします。なお、信用リスク削減手法として保証を用いた場合は、エクスポージャーの額のうち、被保証部分について、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、信用リスク削減手法に関しては、特定の業種やエクスポージャーに偏ることなく適用されております。

なお、連結子会社にはバーゼルⅢで定められた適格金融資産担保、保証に該当する保全措置はありません。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、お客さまの多様化するリスクヘッジニーズに応えるべく、また、当行のポートフォリオに影響を与える潜在的なリスクをヘッジすることを目的として各種派生商品取引を取り扱っております。

派生商品取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しています。市場リスクとは、金利・為替など市場変動により損失が発生するリスクであり、信用リスクとは、取引相手方の契約不履行により当初の契約どおりに取引が履行されなくなるリスクです。

当行では、リスク管理方針を制定し、取扱の権限・ヘッジ方針を定めた各種業務要領に基づき、当行の市場規模・特性に応じた取引を行うことに努め、相互牽制が働く体制のもと厳正な運用・リスク管理を行っております。

- ・市場取引の相手方（いわゆる金融機関や証券会社等）については、市場金融部において、カレントエクスポージャー方式※1で信用リスク・アセット額を算出し、月次で経営管理部へ報告するなど、定期的にクレジットラインの遵守状況を管理しております。
- ・お客さまとの取引については、派生商品取引に限らず、他の貸出金取引や保全状況を勘案し、総合的に与信判断を行っております。

なお、派生商品取引を円滑に行うために、定期的に市場取引の相手方を見直すとともに、CSA契約※2を締結する等取引相手方の契約不履行に備え、信用リスク（カウンターパーティーリスク※3）削減を図っております。

提供可能な担保は充分確保しておりますが、信用力の悪化の程度によっては派生商品取引に影響が及ぶ場合があります。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等遵守を尊重しながら、親会社同様の管理を行っております。

※1 カレントエクスポージャー方式…派生商品取引の信用リスクを計測する手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、さらに、契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャルエクスポージャー）を付加して算出する方法

※2 CSA契約…派生商品取引を行ううえで、取引当事者間で担保資産を提供することで相互に信用補完をする取決め。カウンターパーティーリスクを保全・削減する為、取引当事者間で相互に現金や高格付の債券等担保資産を差し入れる契約

※3 カウンターパーティーリスク…派生商品取引は決済日に取引相手が契約不履行に陥った場合に当該時点の市場価格で取引を再構築する必要が生じるため、取引期間に応じて見積もった再構築コストを与信として捉えた取引相手方の信用リスクのこと

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、投資家の立場として証券化取引について関与しております。

投資にあたっては、リスクの所在、程度、スキームリスク等を検討し、個別案件ごとに投資の可否を判断しております。保有している証券化エクスポージャーについては、外部格付及びその推移を検証しており、他の債券等と一括して月次でALM委員会に報告する態勢となっております。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等遵守を尊重しながら、適正な運営を行っております。

保有している証券化エクスポージャーの主たるリスクは信用リスクであり特有のリスクはありません。

- ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行では、証券化エクスポージャー管理基準を制定し、①包括的なリスク特性に係る情報、②裏付資産の包括的なリスク特

性及びパフォーマンスに係る情報、③証券化取引についての構造上の特性などを適時に把握する体制を整備しております。

当行は、証券化取引に係る信託受益権の一部を証券化エクスポージャーとして保有しており「証券化エクスポージャーの情報確認」を作成することにより管理を行っております。

### ハ. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、「標準的手法」を使用しております。

### 二. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の格付機関を採用しております。

- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行業務の過程・役職員の活動・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象の生起により当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスク、⑦経営リスクの7つに分けて管理しております。

管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理細則を定め、経営管理部リスク管理課にて当該リスク全般を一元的に管理するとともに、各リスク所管部署が「事務リスク管理細則」、「システムリスク管理細則」等のリスク管理細則を制定し、リスク管理に努めております。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、重要なリスクの認識・評価・コントロールを実施する上で効果的な体制を整備すること、及びリスクの顕在化に備え事故処理態勢・緊急時態勢を整備することにより、リスクの高まりを早期に検知し、リスクが顕現化する前に適切な対応を行うべく、リスク管理向上に取り組んでおります。

当行では、金融業務の高度化・多様化、およびシステム化等の進展に伴い生じる様々なオペレーショナル・リスクを適切に特定・計測・管理するため、内部損失データの収集および分析等情報収集に努め、管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

また、リスク管理にかかる重要な事項およびリスクの状況については取締役会等において経営陣に報告する体制をとっております。

ります。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等遵守を尊重しながら、適正な運営を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出には、「基礎的手法」を使用しております。

## 8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資・株式等に関しては、半期ごとに取締役会においてリスク資本の資本配賦額を設定して管理しております。資本配賦額の90%をアラームポイントとし、これを超えた場合はALM委員会に報告し対応を協議する態勢となっております。

リスク量はVaR法により計測しており、株式等の評価については子会社株式については移動平均による原価法、その他の有価証

券のうち時価のあるものについては時価法、時価のないものについては移動平均による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等遵守を尊重しながら、親会社に準じた管理を行っております。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、貸出金、有価証券等の資産と預金等の負債との期間構造が異なるため、市場金利の変動を受けた場合の資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をいいます。

お客さまの長期固定金利による借り入れ、短期預金の預け入れあるいはオフ・バランス取引のニーズ等にお応えしながら金利・為替リスクのコントロールを実施しております。また、政策保有株などの保有、余裕資金の運用の中で株価リスク等も合わせて統合的に管理することで、リスク管理と収益管理のバランスをとりながら運営しております。

金利リスクを適切にコントロールするため、「統合的リスク管理規程」に基づき、半期毎に資本配賦額を設定し、配賦された配賦資本の範囲内で金利リスクを含む市場リスク量に90%のアラームポイントを設定し、リスク量の管理を行っております。また、円金利0.1%感応度<sup>※2</sup>、自己資本額に対する金利ショック割合、金利ギャップ、デュレーション（残存期間）などのリスク分析も行い、管理しております。なお、計測されたリスクについては、定期的にALM委員会に報告する態勢となっております。

連結子会社につきましては、資産負債が単体に比べ僅かなため、金利リスクは限定的です。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利VaRは信頼区間99.9%、保有期間120日の最大損失可能額です。①金利VaR、②円金利感応度の比率、③自己資本に対する金利ショックの比率において当行内部モデルによりコア預金<sup>※3</sup>を算出し、算出結果に基づき流動性預金を各期間帯に振り分けてリスク量を算定しています。定期預金の中途解約、住宅ローン等の繰上げ返済の影響については考慮していません。

なお、バックテスト<sup>※4</sup>やストレステスト<sup>※5</sup>により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

※3 コア預金…明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金

※4 バックテスト…VaRと実際の損益を日々比較し、VaR計測モデルの精度を検証すること

※5 ストレステスト…平常時におけるリスク量を計測するVaRを補完するため、金利の急上昇や株式市場の急落、担保価値の下落、デフォルト率の増加など通常起こりえない市場急変を想定し、損失程度を計測すること

※1 金利リスク量…VaR（バリュアットリスク、最大損失可能額）

※2 0.1%感応度…金利が0.1%上昇した場合の現在価値の変化額

## 10. 連結貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示事項」のいずれに相当するかについての説明

(単位：百万円)

科目	公表連結貸借対照表		付表参照番号	「自己資本の構成に関する開示事項」国際様式番号
	平成28年3月末	平成29年3月末		
<b>(資産の部)</b>				
現金預け金	467,351	748,544		
コールローン及び買入手形	—	30,000		
買入金銭債権	3,783	3,714		
商品有価証券	157	156	5-a	
金銭の信託	15,024	13,531		
有価証券	1,018,148	1,104,367	2-b,5-b	
貸出金	2,328,285	2,315,444	5-c	
外国為替	11,044	11,323		
リース債権及びリース投資資産	21,741	25,160		
その他資産	16,084	47,438	5-d	
有形固定資産	36,923	35,223		
建物	14,269	13,768		
土地	18,790	18,495		
建設仮勘定	10	280		
その他の有形固定資産	3,852	2,679		
無形固定資産	8,866	8,315	2-a	
ソフトウェア	8,536	7,984		
その他の無形固定資産	330	330		
繰延税金資産	212	202	3-a	
支払承諾見返	16,661	16,397		
貸倒引当金	△40,265	△39,456		
資産の部合計	3,904,020	4,320,364		
<b>(負債の部)</b>				
預金	3,086,299	3,185,984		
譲渡性預金	89,817	108,046		
コールマネー及び売渡手形	67,916	293,334		
債券貸借取引受入担保金	337,572	359,851		
借入金	6,865	5,519		
外国為替	22	5		
その他負債	41,772	72,758	5-e	
賞与引当金	805	814		
退職給付に係る負債	17,058	16,054		
役員退職慰労引当金	56	55		
睡眠預金払戻損失引当金	265	254		
利息返還損失引当金	95	65		
ポイント引当金	294	218		
繰延税金負債	1,383	6,824	3-b	
再評価に係る繰延税金負債	2,113	1,819	3-c	
支払承諾	16,661	16,397		
負債の部合計	3,669,000	4,068,006		
<b>(純資産の部)</b>				
資本金	26,673	26,673	1-a	
資本剰余金	11,366	12,745	1-b	
利益剰余金	150,502	159,480	1-c	
自己株式	△188	△193	1-d	
株主資本合計	188,353	198,706		
その他有価証券評価差額金	39,436	46,953		
繰延ヘッジ損益	△181	△25	4	
土地再評価差額金	3,260	2,589		
退職給付に係る調整累計額	△5,623	△4,580		
その他の包括利益累計額合計	36,891	44,936		3
新株予約権	262	326		1 b
非支配株主持分	9,512	8,389	6	
純資産の部合計	235,020	252,358		
負債及び純資産の部合計	3,904,020	4,320,364		

(注記事項)

・規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

## 《付表》 連結

(注記事項)

※「自己資本の構成に関する開示事項の金額」については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

### イ. 株主資本

#### (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
資本金	26,673	26,673		1-a
資本剰余金	11,366	12,745		1-b
利益剰余金	150,502	159,480		1-c
自己株式	△188	△193		1-d
株主資本合計	188,353	198,706		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る額	188,353	198,706	普通株式に係る株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	38,039	39,419		1a
うち、利益剰余金の額	150,502	159,480		2
うち、自己株式の額(△)	188	193		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
その他Tier 1 資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

### ロ. 無形固定資産

#### (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
無形固定資産	8,866	8,315		2-a
有価証券	1,018,148	1,104,367		2-b
うち持分法適用会社に係るのれん相当額	—	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	△16,046	△19,339		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	8,866	8,315	のれん、モーゲージ・サービシング・ライセンス以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		74

### ハ. 繰延税金資産

#### (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
繰延税金資産	212	202		3-a
繰延税金負債	1,383	6,824		3-b
再評価に係る繰延税金負債	2,113	1,819		3-c
その他の無形資産の税効果勘案分	—	—		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	—	資産負債相殺処理のため、連結貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	—	—	資産負債相殺処理のため、連結貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		75

## 二. 繰延ヘッジ損益

## (1) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

連結貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	△181	△25		4

## (2) 自己資本の構成

(単位: 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の該当番号
繰延ヘッジ損益の額	△181	△25	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

## ホ. 金融機関向け出資等の対象科目

## (1) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

連結貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
商品有価証券	157	156		5-a
有価証券	1,018,148	1,104,367		5-b
貸出金	2,328,285	2,315,444	劣後ローン等を含む	5-c
その他資産	16,084	47,438	金融派生商品、出資金等を含む	5-d
その他負債	41,772	72,758	金融派生商品等を含む	5-e

## (2) 自己資本の構成

(単位: 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の該当番号
自己保有資本調達手段の額	1	0		
普通株式等Tier 1 相当額	1	0		16
その他Tier 1 相当額	—	—		37
Tier 2 相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier 1 相当額	—	—		17
その他Tier 1 相当額	—	—		38
Tier 2 相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	19,770	32,259		
普通株式等Tier 1 相当額	—	3,738		18
その他Tier 1 相当額	—	—		39
Tier 2 相当額	—	5,088		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,770	23,433	劣後ローン等を含む	72
その他金融機関等 (10%超出資)	693	643		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier 1 相当額	—	—		40
Tier 2 相当額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	693	643	中小企業再生ファンドへの出資等を含む	73

## ヘ. 非支配株主持分

## (1) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

連結貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
非支配株主持分	9,512	8,389		6

## (2) 自己資本の構成

(単位: 百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る額	—	—	算入可能額 (調整後非支配株主持分) 勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	算入可能額 (調整後非支配株主持分) 勘案後	30-31ab-32
その他Tier 1 資本に係る額	265	181	算入可能額 (調整後非支配株主持分) 勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	—	—	算入可能額 (調整後非支配株主持分) 勘案後	46
Tier 2 資本に係る額	62	42	算入可能額 (調整後非支配株主持分) 勘案後	48-49

## 11. 貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示事項」のいずれに相当するかについての説明

(単位：百万円)

科目	公表貸借対照表		付表参照番号	「自己資本の構成に関する開示事項」国際様式番号
	平成28年3月末	平成29年3月末		
<b>(資産の部)</b>				
現金預け金	467,253	748,466		
コールローン	—	30,000		
買入金銭債権	1,468	1,451		
商品有価証券	157	156	5-a	
金銭の信託	15,024	13,531		
有価証券	1,016,633	1,102,331	5-b	
貸出金	2,335,593	2,324,495	5-c	
外国為替	11,044	11,323		
その他資産	15,116	49,779	5-d	
金融派生商品	6,625	2,745	5-e	
有形固定資産	35,851	34,205		
建物	14,248	13,748		
土地	18,790	18,495		
建設仮勘定	10	280		
その他の有形固定資産	2,802	1,680		
無形固定資産	8,920	8,364	2	
ソフトウェア	8,528	7,976		
のれん	64	61		
その他の無形固定資産	327	326		
繰延税金資産	—	—	3-a	
支払承諾見返	16,661	16,397		
貸倒引当金	△37,980	△37,580		
<b>資産の部合計</b>	<b>3,885,746</b>	<b>4,302,922</b>		
<b>(負債の部)</b>				
預金	3,091,438	3,191,693		
譲渡性預金	97,217	115,146		
コールマネー	67,916	293,334		
債券貸借取引受入担保金	337,572	359,851		
外国為替	22	5		
その他負債	32,850	64,955	5-f	
金融派生商品	1,655	1,255	5-g	
賞与引当金	785	797		
退職給付引当金	8,875	9,382		
睡眠預金払戻損失引当金	265	254		
ポイント引当金	244	161		
繰延税金負債	3,669	8,137	3-b	
再評価に係る繰延税金負債	2,113	1,819	3-c	
支払承諾	16,661	16,397		
<b>負債の部合計</b>	<b>3,659,632</b>	<b>4,061,937</b>		
<b>(純資産の部)</b>				
資本金	26,673	26,673	1-a	
資本剰余金	11,289	11,289	1-b	
利益剰余金	146,001	154,235	1-c	
自己株式	△188	△193	1-d	
<b>株主資本合計</b>	<b>183,775</b>	<b>192,005</b>		
その他有価証券評価差額金	38,996	46,090		
繰延ヘッジ損益	△181	△25	4	
土地再評価差額金	3,260	2,589		
評価・換算差額等合計	42,075	48,653		3
新株予約権	262	326		1b
<b>純資産の部合計</b>	<b>226,113</b>	<b>240,984</b>		
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,885,746</b>	<b>4,302,922</b>		

## 《付表》 単体

(注記事項)

※「自己資本の構成に関する開示事項の金額」については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

### イ. 株主資本

#### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
資本金	26,673	26,673		1-a
資本剰余金	11,289	11,289		1-b
利益剰余金	146,001	154,235		1-c
自己株式	△188	△193		1-d
株主資本合計	183,775	192,005		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る額	183,775	191,928	普通株式に係る株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	37,963	37,963		1a
うち、利益剰余金の額	146,001	154,158		2
うち、自己株式の額(△)	188	193		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
その他Tier 1 資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

### ロ. 無形固定資産

#### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
無形固定資産	8,920	8,364		2
上記に係る税効果	—	—		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
無形固定資産 その他の無形固定資産	8,920	8,302	のれん、モーゲージ・サービシング・ライセンス以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		74

### ハ. 繰延税金資産

#### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
繰延税金資産	—	—		3-a
繰延税金負債	3,669	8,137		3-b
再評価に係る繰延税金負債	2,113	1,819		3-c
その他の無形資産の税効果勘案分	—	—		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	—	資産負債相殺処理のため、貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	—	—	資産負債相殺処理のため、貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		75

## 二. 繰延ヘッジ損益

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	△181	△25		4

### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	△181	△25	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

## ホ. 金融機関向け出資等の対象科目

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	参照番号
商品有価証券	157	156		5-a
有価証券	1,016,633	1,102,331		5-b
貸出金	2,335,593	2,324,495	劣後ローン等を含む	5-c
その他資産	15,116	49,779	出資金等を含む	5-d
うち金融派生商品	6,625	2,745	金融派生商品はその他資産の内訳科目	5-e
その他負債	32,850	64,955	金融派生商品等を含む	5-f
うち金融派生商品	1,655	1,255	金融派生商品はその他負債の内訳科目	5-g

### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	平成28年3月末	平成29年3月末	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	1	0		
普通株式等Tier 1 相当額	1	0		16
その他Tier 1 相当額	—	—		37
Tier 2 相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier 1 相当額	—	—		17
その他Tier 1 相当額	—	—		38
Tier 2 相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	19,020	31,388		
普通株式等Tier 1 相当額	—	3,368		18
その他Tier 1 相当額	—	—		39
Tier 2 相当額	—	4,901		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,020	23,119	劣後ローン等を含む	72
その他金融機関等(10%超出資)	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier 1 相当額	—	—		40
Tier 2 相当額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—		73

## 12. 自己資本調達手段に関する契約内容の概要及び詳細

インターネット上の当行のウェブサイト (<http://www.hokkokubank.co.jp/ir/financial/basel.html>) に掲載しています。

### Ⅲ 定量的な開示事項 連結

#### 1. その他金融機関等（自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

#### 2. 自己資本の充実度に関する事項

##### イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目（標準的手法）

（単位：百万円）

項 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	10,238	819	3,324	265
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	150	12	1,019	81
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—	149	11
9. 我が国の政府関係機関向け	2,204	176	2,700	216
10. 地方三公社向け	7	0	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,486	1,318	31,891	2,551
12. 法人等向け	753,033	60,242	776,318	62,105
13. 中小企業等向け及び個人向け	410,707	32,856	464,680	37,174
14. 抵当権付住宅ローン	69,988	5,599	64,495	5,159
15. 不動産取得等事業向け	136,715	10,937	153,806	12,304
16. 三月以上延滞等	7,486	598	7,964	637
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	4,479	358	2,856	228
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	174,685	13,974	210,012	16,801
（うち出資等のエクスポージャー）	174,685	13,974	210,012	16,801
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	72,060	5,764	70,184	5,614
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,768	621	7,753	620
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,733	138	1,609	128
（うち上記以外のエクスポージャー）	62,558	5,004	60,821	4,865
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	35	2	34	2
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,547	283	1,663	133
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	1,661,829	132,946	1,791,103	143,288

信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に8%を乗じて算定しております。

オフ・バランス項目（標準的手法）

（単位：百万円）

項 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	372	29	1,295	103
3. 短期の貿易関連偶発債務	66	5	57	4
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	38	3	2	0
5. NIF又はRUF	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	4,133	330	1,956	156
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証） （うち有価証券の保証） （うち手形引受） （うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約） （うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	15,681	1,254	15,527	1,242
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—	—	—
控除額（△）	—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	2,087	167	1,202	96
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	6,653	532	6,511	520
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	2,316	185	1,428	114
カレント・エクスポージャー方式	2,316	185	1,428	114
派生商品取引	2,312	185	1,426	114
外為関連取引	2,300	184	1,300	104
金利関連取引	7	0	0	0
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	3	0	125	10
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 （カウンター・パーティー・リスク）	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）	—	—	—	—
長期決済期間取引	3	0	1	0
標準方式	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
合 計	31,350	2,508	27,980	2,238

信用リスクに対する所要自己資本の額（オン・バランスとオフ・バランスの合計）

（単位：百万円）

項 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
オン・バランス項目	1,661,829	132,946	1,791,103	143,288
オフ・バランス項目	31,350	2,508	27,980	2,238
CVAリスク項目	1,672	133	1,453	116
中央清算機関項目	17	1	2	0
合 計	1,694,869	135,589	1,820,539	145,643

## ロ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び連結グループが使用する手法ごとの額

(単位：百万円)

項目	平成28年3月末	平成29年3月末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	7,500	7,348
うち基礎的手法の額	7,500	7,348

## ハ. 連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	平成28年3月末	平成29年3月末
連結総所要自己資本額	143,089	152,991

## 3. 信用リスクに関する事項

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高（注4）								内 三月以上延滞 エクスポージャー （注2）	
	主な種別内訳									
	平成28年 3月末	平成29年 3月末	貸出金等（注1）		債券（注3）		デリバティブ		平成28年 3月末	平成29年 3月末
国内計	4,092,127	4,550,429	2,432,360	2,569,460	903,915	882,064	3,922	4,239	11,347	10,626
国外計	142,345	234,012	5,793	7,485	125,648	221,459	4,451	805	2,098	2,078
地域別合計	4,234,473	4,784,441	2,438,154	2,576,946	1,029,564	1,103,524	8,374	5,044	13,446	12,704
製造業	407,185	428,674	322,272	313,304	5,046	4,703	558	223	1,817	2,595
農業、林業	7,193	7,483	7,193	7,483	—	—	—	—	95	61
漁業	1,400	1,679	1,400	1,679	—	—	—	—	6	0
鉱業、採石業、砂利採取業	11,356	11,172	10,585	10,605	—	—	—	—	0	0
建設業	112,406	118,052	106,129	110,946	344	255	—	0	671	559
電気・ガス・熱供給・水道業	46,727	42,911	36,631	35,557	—	—	—	—	—	—
情報通信業	23,936	22,119	17,973	15,326	—	—	—	—	—	285
運輸業、郵便業	51,749	52,368	43,692	43,065	3,537	4,198	—	—	62	0
卸売業・小売業	254,400	250,354	235,612	230,346	648	616	271	345	2,202	1,678
金融・保険業	941,346	1,457,324	135,608	283,400	329,527	383,595	7,322	3,481	—	64
不動産業・物品賃貸業	176,307	172,811	171,756	165,171	2,760	5,829	0	0	483	805
各種サービス	317,232	330,370	246,492	256,385	68,223	69,120	—	—	3,175	2,058
国・地方公共団体	1,062,227	1,029,764	442,752	394,560	619,475	635,204	—	—	—	—
個人	657,781	707,452	657,742	707,414	—	—	—	—	2,833	2,518
その他	163,222	151,900	2,312	1,699	—	—	220	993	2,098	2,078
業種別合計	4,234,473	4,784,441	2,438,154	2,576,946	1,029,564	1,103,524	8,374	5,044	13,446	12,704
1年以下	631,148	812,566	242,697	411,992	321,977	315,587	5,904	2,315	—	—
1年超3年以下	555,683	453,648	350,620	289,925	203,688	163,246	1,374	476	—	—
3年超5年以下	614,323	601,576	347,820	324,836	264,564	271,112	822	1,258	—	—
5年超7年以下	342,541	350,875	199,027	185,895	143,462	164,979	51	—	—	—
7年超10年以下	294,102	369,757	210,131	190,212	83,971	179,545	—	—	—	—
10年超	782,105	848,092	770,204	839,041	11,900	9,051	—	—	—	—
期間の定めのないもの	1,014,567	1,347,923	317,652	335,042	—	—	220	993	—	—
残存期間別合計	4,234,473	4,784,441	2,438,154	2,576,946	1,029,564	1,103,524	8,374	5,044	—	—

(注) 1. コミットメントラインの未実行残高や保証取引などのオフ・バランス取引を含めております。（デリバティブ取引は除く）

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または、外部格付の適用等によりリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

3. 債券の残存期間別期末残高においては、地方債の定時償還額を考慮しておりません。

4. 保有する投資信託・投資事業組合の出資については、地域別：国内、業種別：その他、残存期間別：期間の定めなしの項目にて集計しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定並びに部分直接償却額の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	11,581	△228	11,353	11,353	1,000	12,354
個別貸倒引当金	23,012	5,899	28,912	28,912	△1,809	27,102
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	34,594	5,670	40,265	40,265	△808	39,456

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別、業種別の区分ごとに算定を行っておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	23,012	5,899	28,912	28,912	△1,809	27,102
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	23,012	5,899	28,912	28,912	△1,809	27,102
製造業	3,913	3,310	7,224	7,224	587	7,811
農業、林業	1	57	58	58	△9	48
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	0	0	—	0
建設業	2,110	416	2,527	2,527	△1,322	1,204
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0	0	0	0	—
情報通信業	22	43	65	65	613	679
運輸業、郵便業	104	38	142	142	△29	113
卸売業、小売業	9,931	275	10,206	10,206	△423	9,783
金融業、保険業	—	—	—	—	64	64
不動産業、物品賃貸業	2,399	△47	2,351	2,351	△165	2,185
各種サービス業	3,108	640	3,749	3,749	△938	2,811
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	980	953	1,933	1,933	48	1,981
その他	441	210	652	652	△234	417
業種別計	23,012	5,899	28,912	28,912	△1,809	27,102

業種別内訳におけるその他項目の引当金は、保証金、ゴルフ会員権等を集計しております。

(部分直接償却額の内訳)

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	44,179	△7,653	36,526	36,526	△8,131	28,394
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	44,179	△7,653	36,526	36,526	△8,131	28,394
製造業	6,368	△1,041	5,326	5,326	△2,576	2,749
農業、林業	9	3	13	13	△1	12
漁業	1,636	△12	1,623	1,623	△17	1,606
鉱業、採石業、砂利採取業	24	—	24	24	—	24
建設業	3,597	△25	3,572	3,572	△67	3,504
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	391	△215	175	175	△13	162
運輸業、郵便業	191	△26	164	164	0	164
卸売業、小売業	11,552	△3,889	7,663	7,663	△176	7,486
金融業、保険業	0	0	0	0	0	—
不動産業、物品賃貸業	2,932	△266	2,665	2,665	△118	2,547
各種サービス業	15,783	△3,519	12,264	12,264	△4,682	7,581
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	1,691	1,340	3,031	3,031	△476	2,555
その他	—	—	—	—	—	—
業種別計	44,179	△7,653	36,526	36,526	△8,131	28,394

## 八. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成27年度	平成28年度
製造業	—	2
農業、林業	—	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	0
国・地方公共団体	—	—
個人	6	13
その他	0	0
業種別計	6	16

## 二. リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	エクスポージャーの額			
	平成28年3月期		平成29年3月期	
	外部格付の適用あり (注1・2)	外部格付の適用なし	外部格付の適用あり (注1・2)	外部格付の適用なし
0%	84,133	1,598,636	198,554	1,728,788
10%	—	67,562	—	57,676
20%	63,557	165,808	52,974	193,069
35%	—	199,972	—	184,268
50%	165,779	18,333	136,149	8,017
75%	—	550,190	—	622,836
100%	25,927	995,101	16,079	1,098,012
150%	—	3,800	1,000	3,575
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	339,398	3,599,407	404,757	3,896,245

- (注) 1. 外部格付の適用は適格格付機関が付与した格付に限定しております。  
 2. 外部格付を適用している残高には、エクスポージャーや債務者に付与された格付を適用したエクスポージャーを対象としており、債務者の設立国の国格付や、保証人の格付を適用したエクスポージャーは含めておりません。  
 3. エクスポージャーの残高やリスク・ウェイトは信用リスク削減手法適用後のものです。  
 4. 投資信託や投資事業組合への出資などのエクスポージャーは含んでおりません。

## 4. 信用リスク削減に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成28年3月期	平成29年3月期
現金及び自行預金	205,006	422,380
金	—	—
債券	—	—
株式	54,390	25,923
投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	259,397	448,303
適格保証	188,319	151,128
適格クレジットデリバティブ	—	—
適格保証・クレジットデリバティブ合計	188,319	151,128

(注) 投資信託や投資事業組合への出資などのエクスポージャーは含んでおりません。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### イ. 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式により算出しています。なお、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

参考情報： (単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の想定元本金額	5,589	11,087

### ロ. グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
グロス再構築コストの額の合計額	5,944	2,004

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

### ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	平成28年3月末 与信相当額	平成29年3月末 与信相当額
派生商品取引	8,153	4,041
外国為替関連取引及び金関連取引	8,114	4,039
金利関連取引	39	1
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	8,153	4,041

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

### 二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
(+) グロスの再構築コスト額 (ロ)	5,944	2,004
(+) グロスのアドオンの合計額	2,169	2,036
(-) 担保による信用リスク削減手法効果勘案前与信相当額 (ハ)	8,114	4,041
差引	—	—

### ホ. 担保の種類別の額

信用リスク削減に用いた担保はありません。

### ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	平成28年3月末 与信相当額	平成29年3月末 与信相当額
派生商品取引	8,153	4,041
外国為替関連取引及び金関連取引	8,114	4,039
金利関連取引	39	1
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	8,153	4,041

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当する取引はありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターである証券化エクスポージャーはありません。

ロ. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額（投資信託、投資事業組合、金銭の信託は除く）及び主な原資産の種類別の内訳

該当する証券化エクスポージャーはありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャー（投資信託、投資事業組合、金銭の信託は除く）の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当する証券化エクスポージャーはありません。

(3) 1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額（投資信託、投資事業組合、金銭の信託は除く）及び主な原資産の種類別の内訳

該当する証券化エクスポージャーはありません。

## 7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### イ. 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成28年3月末 貸借対照表計上額	平成29年3月末 貸借対照表計上額
(1) 上場株式等エクスポージャー	160,168	192,731
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等 又は株式等エクスポージャー	3,195	3,204

(注) 投資信託（上場J-REIT及びETF以外）、投資事業組合及び金銭の信託のエクスポージャーは含んでおりません。

### ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却損益額	3,861	648
償却額	573	11

(注) 投資信託（上場J-REIT及びETF以外）、投資事業組合及び金銭の信託のエクスポージャーは含んでおりません。

### ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	42,577	63,992

(注) 投資信託（上場J-REIT及びETF以外）、投資事業組合及び金銭の信託の評価損益は含んでおりません。

### 二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する評価損益はありません。

## 8. 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
① 金利VaR (保有期間：120営業日、観測期間：720営業日、信頼区間：99.9%)	23,810	20,270
② 円金利0.1%感応度	808	1,170

銀行のコア預金は内部モデルによりリスク量を算出しています。

## 単体

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

#### イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目（標準的手法）

（単位：百万円）

項 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	10,238	819	3,324	265
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	150	12	1,019	81
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—	149	11
9. 我が国の政府関係機関向け	2,204	176	2,700	216
10. 地方三公社向け	7	0	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,461	1,316	21,032	1,682
12. 法人等向け	762,096	60,967	786,396	62,911
13. 中小企業等向け及び個人向け	410,707	32,856	464,680	37,174
14. 抵当権付住宅ローン	69,988	5,599	64,495	5,159
15. 不動産取得等事業向け	136,715	10,937	153,806	12,304
16. 三月以上延滞等	3,267	261	4,431	354
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	4,479	358	2,856	228
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	173,245	13,859	204,096	16,327
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	173,245	13,859	204,096	16,327
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	48,437	3,875	61,716	4,937
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,768	621	18,597	1,487
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）	40,669	3,253	43,118	3,449
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	35	2	34	2
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,542	283	1,660	132
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	1,641,581	131,326	1,772,401	141,792

信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に8%を乗じて算定しております。

オフ・バランス項目（標準的手法）

（単位：百万円）

項 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	372	29	1,295	103
3. 短期の貿易関連偶発債務	66	5	57	4
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	38	3	2	0
5. NIF又はRUF	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	4,228	338	2,365	189
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証）	15,678	1,254	15,527	1,242
（うち有価証券の保証）	2,678	214	2,342	187
（うち手形引受）	3	0	—	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—	48	3
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—	—	—
控除額（△）	—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	2,087	167	1,202	96
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	6,653	532	6,511	520
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	2,316	185	1,428	114
カレント・エクスポージャー方式	2,316	185	1,428	114
派生商品取引	2,312	185	1,426	114
外為関連取引	2,300	184	1,300	104
金利関連取引	7	0	0	0
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	3	0	125	10
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 （カウンター・パーティー・リスク）	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）	—	—	—	—
長期決済期間取引	3	0	1	0
標準方式	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
合 計	31,441	2,515	28,389	2,271

信用リスクに対する所要自己資本の額（オン・バランスとオフ・バランスの合計）

（単位：百万円）

項 目	平成28年3月末		平成29年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
オン・バランス項目	1,641,581	131,326	1,772,401	141,792
オフ・バランス項目	31,441	2,515	28,389	2,271
CVA リスク項目	1,672	133	1,453	116
中央清算機関項目	17	1	2	0
合 計	1,674,712	133,976	1,802,246	144,179

## ロ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用する手法ごとの額

(単位：百万円)

項目	平成28年3月末	平成29年3月末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	7,100	6,981
うち基礎的手法の額	7,100	6,981

## ハ. 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	平成28年3月末	平成29年3月末
単体総所要自己資本額	141,077	151,160

## 2. 信用リスクに関する事項

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高（注4）								内 三月以上延滞 エクスポージャー （注2）	
	主な種別内訳									
	平成28年 3月末	平成29年 3月末	貸出金等（注1）		債券（注3）		デリバティブ		平成28年 3月末	平成29年 3月末
国内計	4,071,882	4,532,179	2,420,791	2,560,428	903,915	882,064	3,940	4,239	7,617	7,591
国外計	142,345	234,012	5,793	7,485	125,648	221,459	4,451	805	2,098	2,078
地域別合計	4,214,228	4,766,192	2,426,585	2,567,914	1,029,564	1,103,524	8,392	5,044	9,715	9,669
製造業	406,170	427,751	321,256	312,380	5,046	4,703	558	223	1,660	2,433
農業、林業	7,188	7,480	7,188	7,480	—	—	—	—	95	60
漁業	1,393	1,678	1,393	1,678	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	11,356	11,172	10,585	10,605	—	—	—	—	—	—
建設業	111,264	117,212	104,986	110,105	344	255	—	0	518	414
電気・ガス・熱供給・水道業	46,722	42,908	36,626	35,554	—	—	—	—	—	—
情報通信業	23,286	21,627	17,323	14,833	—	—	—	—	—	285
運輸業、郵便業	50,516	50,911	42,459	41,608	3,537	4,198	—	—	60	—
卸売業・小売業	253,779	249,837	234,992	229,829	648	616	271	345	2,041	1,510
金融・保険業	941,340	1,457,299	135,603	283,375	329,527	383,595	7,340	3,481	—	64
不動産業・物品賃貸業	176,037	172,336	171,486	164,696	2,760	5,829	0	0	462	486
各種サービス	312,250	327,045	241,509	253,061	68,223	69,120	—	—	1,233	501
地方公共団体	1,062,190	1,029,737	442,714	394,533	619,475	635,204	—	—	—	—
個人	656,185	706,509	656,147	706,470	—	—	—	—	1,544	1,835
その他	154,546	142,682	2,312	1,699	—	—	220	993	2,098	2,078
業種別合計	4,214,228	4,766,192	2,426,585	2,567,914	1,029,564	1,103,524	8,392	5,044	9,715	9,669
1年以下	627,310	809,251	238,859	408,677	321,977	315,587	5,922	2,315		
1年超3年以下	551,986	451,126	346,923	287,403	203,688	163,246	1,374	476		
3年超5年以下	612,212	600,163	345,708	323,423	264,564	271,112	822	1,258		
5年超7年以下	342,541	350,875	199,027	185,895	143,462	164,979	51	—		
7年超10年以下	292,181	367,977	208,209	188,431	83,971	179,545	—	—		
10年超	782,105	848,092	770,204	839,041	11,900	9,051	—	—		
期間の定めのないもの	1,005,890	1,338,705	317,652	335,042	—	—	220	993		
残存期間別合計	4,214,228	4,766,192	2,426,585	2,567,914	1,029,564	1,103,524	8,392	5,044		

(注) 1. コミットメントラインの未実行残高や保証取引などのオフ・バランス取引を含めております。（デリバティブ取引は除く）

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または、外部格付の適用等によりリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

3. 債券の残存期間別期末残高においては、地方債の定時償還額を考慮しておりません。

4. 保有する投資信託・投資事業組合の出資については、地域別：国内、業種別：その他、残存期間別：期間の定めなしの項目にて集計しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定並びに部分直接償却額の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	10,629	335	10,965	10,965	1,037	12,002
個別貸倒引当金	21,984	5,029	27,014	27,014	△1,436	25,577
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	32,614	5,365	37,980	37,980	△399	37,580

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別、業種別の区分ごとに算定を行っておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	21,984	5,029	27,014	27,014	△1,436	25,577
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	21,984	5,029	27,014	27,014	△1,436	25,577
製造業	3,757	3,169	6,927	6,927	671	7,599
農業、林業	1	57	58	58	△9	48
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	2,102	416	2,519	2,519	△1,318	1,201
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0	0	0	0	—
情報通信業	22	43	65	65	613	679
運輸業、郵便業	100	41	141	141	△35	106
卸売業、小売業	9,922	251	10,173	10,173	△439	9,734
金融業、保険業	—	—	—	—	64	64
不動産業、物品賃貸業	2,393	△41	2,351	2,351	△165	2,185
各種サービス業	3,052	661	3,713	3,713	△923	2,790
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	269	214	484	484	338	822
その他	362	215	577	577	△232	345
業種別計	21,984	5,029	27,014	27,014	△1,436	25,577

(注) 業種別内訳におけるその他項目の引当金は、保証金、ゴルフ会員権等を集計しております。

(部分直接償却額の内訳)

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	13,589	△6,985	6,604	6,604	△4,331	2,272
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	13,589	△6,985	6,604	6,604	△4,331	2,272
製造業	3,068	△810	2,257	2,257	△2,215	42
農業、林業	9	△7	2	2	0	2
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	337	△225	112	112	△104	7
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	391	△215	175	175	△13	162
運輸業、郵便業	75	△19	56	56	△56	—
卸売業、小売業	2,703	△2,427	275	275	△130	145
金融業、保険業	0	0	0	0	0	—
不動産業、物品賃貸業	2,208	△1,446	762	762	△672	89
各種サービス業	4,251	△1,710	2,541	2,541	△1,068	1,472
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	543	△123	420	420	△69	350
その他	—	—	—	—	—	—
業種別計	13,589	△6,985	6,604	6,604	△4,331	2,272

## ハ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成27年度	平成28年度
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個人	3	11
その他	0	0
業種別計	3	11

## ニ. リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	エクスポージャーの額			
	平成28年3月期		平成29年3月期	
	外部格付の適用あり (注1・2)	外部格付の適用なし	外部格付の適用あり (注1・2)	外部格付の適用なし
0%	84,133	1,598,594	198,554	1,728,758
10%	—	67,562	—	57,676
20%	63,521	165,707	52,939	192,989
35%	—	199,972	—	184,268
50%	165,179	17,488	135,447	7,321
75%	—	550,190	—	622,836
100%	25,925	989,175	16,077	1,079,200
150%	—	1,143	1,000	1,313
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	338,760	3,589,835	404,018	3,874,365

- (注) 1. 外部格付の適用は適格格付機関が付与した格付に限定しております。  
 2. 外部格付を適用している残高には、エクスポージャーや債務者に付与された格付を適用したエクスポージャーを対象としており、債務者の設立国の国格付や、保証人の格付を適用したエクスポージャーは含めておりません。  
 3. エクスポージャーの残高やリスク・ウェイトは信用リスク削減手法適用後のものです。  
 4. 投資信託や投資事業組合への出資などのエクスポージャーは含んでおりません。

## 3. 信用リスク削減に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成28年3月期	平成29年3月期
現金及び自行預金	205,006	422,380
金	—	—
債券	—	—
株式	54,390	25,923
投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	259,397	448,303
適格保証	188,319	151,128
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証・クレジット・デリバティブ合計	188,319	151,128

(注) 投資信託や投資事業組合への出資などのエクスポージャーは含んでおりません。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### イ. 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式により算出しています。  
 なお、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

参考情報： (単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の想定元本金額	5,589	11,087

### ロ. グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
グロス再構築コストの額の合計額	5,944	2,004

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

### ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	平成28年3月末 与信相当額	平成29年3月末 与信相当額
派生商品取引	8,153	4,041
外国為替関連取引及び金関連取引	8,114	4,039
金利関連取引	39	1
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	8,153	4,041

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

### 二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
(+) グロスの再構築コスト額 (ロ)	5,944	2,004
(+) グロスのアドオンの合計額	2,169	2,036
(-) 担保による信用リスク削減手法効果勘案前与信相当額 (ハ)	8,114	4,041
差引	—	—

### ホ. 担保の種類別の額

信用リスク削減に用いた担保はありません。

### ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	平成28年3月末 与信相当額	平成29年3月末 与信相当額
派生商品取引	8,153	4,041
外国為替関連取引及び金関連取引	8,114	4,039
金利関連取引	39	1
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	8,153	4,041

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引、投資信託、投資事業組合及び金銭の信託の与信相当額は含んでおりません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当する取引はありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する取引はありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターである証券化エクスポージャーはありません。

ロ. 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャー（投資信託、投資事業組合、金銭の信託は除く）の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する証券化エクスポージャーはありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャー（投資信託、投資事業組合、金銭の信託は除く）の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当する証券化エクスポージャーはありません。

(3) 1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額（投資信託、投資事業組合、金銭の信託は除く）及び主な原資産の種類別の内訳

該当する証券化エクスポージャーはありません。

## 6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成28年3月末 貸借対照表計上額	平成29年3月末 貸借対照表計上額
(1) 上場株式等エクスポージャー	157,682	188,995
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等 又は株式等エクスポージャー	4,223	4,915

(注) 投資信託（上場J-REIT及びETF以外）、投資事業組合及び金銭の信託のエクスポージャーは含んでおりません。

### ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却損益額	3,831	603
償却額	576	10

(注) 投資信託（上場J-REIT及びETF以外）、投資事業組合及び金銭の信託のエクスポージャーは含んでおりません。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されな い評価損益の額	40,998	61,163

(注) 投資信託（上場J-REIT及びETF以外）、投資事業組合及び金銭の信託の評価損益は含んでおりません。

### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する評価損益はありません。

## 7. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益 又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
① 金利VaR (保有期間：120営業日、観測期間：720営業日、信頼区間：99.9%)	23,625	20,121
② 円金利0.1%感応度	△872	1,216

コア預金は内部モデルによりリスク量を算出しています。

## IV 連結レバレッジ比率に関する開示事項

### 1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	平成28年3月末	平成29年3月末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	3,883,206	4,301,221
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	3,904,020	4,320,364
1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)	—	—
1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	20,815	19,142
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)	5,211	9,622
3		オン・バランス資産の額 (イ)	3,877,995	4,291,599
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	5,944	437
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	2,208	3,396
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	—	—
8		清算会員である銀行が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	—	—
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)	—	—
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	8,152	3,833
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額	—	—
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)	—	—
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	199	—
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	9	レポ取引等に関する額 (ハ)	199	—
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	502,657	486,750
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	432,893	421,156
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	69,764	65,594
連結レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)	208,002	225,602
21	8	総エクスポージャーの額 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) (ヘ)	3,956,109	4,361,027
22		連結レバレッジ比率 (ホ) / (ヘ)	5.25%	5.17%

・ 上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第6号に基づく開示事項です。

・ 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成26年1月に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件を定める国際合意文書」における開示様式に記載された項目番号です。

### 2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因 (当該差異がある場合に限る。)

該当ありません。

## V 自己資本の充実の状況等 用語解説

### バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示 用語解説

#### ■ バーゼル規制

スイスのバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制等の国際統一基準であり、自己資本比率規制（第1の柱）、総合的なリスク管理の評価と早期警戒制度の活用（第2の柱）、情報の開示（第3の柱）からなる。自己資本比率の算定については「銀行法第14条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号、「自己資本比率告示」と略す）の一部改正に伴い2013年3月末よりバーゼルⅢ国際統一基準が、2014年3月末より国内基準が適用されています。

なお、当行は2016年3月にシンガポール支店を開設したため、自己資本比率の算定については2016年3月末より国内基準から国際統一基準に移行しております。

#### ■ 自己資本比率

自己資本額をリスク・アセット額で除して得られる比率。国際統一基準を採用する金融機関は、総自己資本比率として8%以上が必要とされています。また、Tier 1比率として6%以上、普通株式等Tier 1比率として4.5%以上が必要とされています。

#### ■ オン・バランス項目

主に、貸借対照表上に表示される項目です。

#### ■ オフ・バランス項目

主に、貸借対照表上に表示されない項目です。

#### ■ エクスポーチャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、有価証券、外国為替取引、デリバティブ取引等の残高が該当します。

#### ■ リスク・アセット

リスクを有する資産（貸出金や有価証券等）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じて算出した金額です。

#### ■ 標準的手法

信用リスク・アセットを算出するための3つの選択肢の一つ。この他に基礎的内部格付け手法、先進的内部格付け手法があります。

#### ■ 基礎的手法

オペレーショナル・リスクを算出するための3つの選択肢の一つ。この他に粗利益配分手法、先進的計測手法があります。

#### ■ リスク・ウェイト

リスク・アセットを算出するための掛け目。標準的手法では外部格付けや属性情報等に基づく設定値を利用する。有価証券のリスクアセットについては国際統一基準では時価、国内基準では簿価で算定しております。

#### ■ オリジネーター

証券化取引において、保有する資産を流動化し資金を調達する会社（原資産の所有者）です。

#### ■ グロス

正の値と負の値を相殺する前の正の値（あるいは負の値）を指します。

#### ■ デリバティブ

金融派生商品ともいい、金利スワップ、通貨オプション等のオフ・バランス取引を指します。

#### ■ クレジット・デリバティブ

特定の企業や債券の信用リスクを移転するためのデリバティブ取引です。

#### ■ VAR（Value at Risk〈バリュエアットリスク〉）

一定の保有期間と確率（信頼区間）及び過去の観測期間に基づき、資産の時価の最大損失可能額を求める手法です。

#### ■ CVAリスク

金融派生商品取引における取引相手方に関する信用リスクを指します。

#### ■ レバレッジ比率

Tier1自己資本額をエクスポーチャー合計額で除して得られる比率。2018年までに国際統一基準を採用する金融機関では3%以上が必要とされています。

#### ■ 流動性カバレッジ比率

適格流動資産額を30日間のネット資金流出額で除して得られる比率。2019年までに国際統一基準を採用する金融機関では100%以上が必要とされています。

## VI 報酬等に関する開示事項

### 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

#### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

##### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査等委員であります。なお、社外取締役および社外監査等委員を除いております。

##### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

##### イ. 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。

##### ロ. 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「当行の役員の報酬等」のうち、取締役（社外役員

を除く）と監査等委員（社外役員を除く）の報酬等の総額の合計を、同記載の取締役（社外役員を除く）と監査等委員（社外役員を除く）の員数の合計により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### ハ. 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

#### (2) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)
取締役会	3回

(注) 報酬等の総額については、取締役会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

### 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

#### (1) 監査等委員でない取締役の報酬の決定に関する方針

- 監査等委員でない取締役の報酬額につきましては、第107期定時株主総会でご承認いただいたとおり、確定金額報酬を年額220百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益水準を基準として次表のとりの範囲内としております。

表) 業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
20億円以下	ゼロ
20億円超～40億円以下	30百万円
40億円超～60億円以下	50百万円
60億円超～80億円以下	60百万円
80億円超～100億円以下	70百万円
100億円超	80百万円

- 監査等委員でない取締役の報酬の決定につきましては、取締役頭取が取締役会に諮って決定することとしております。ただし、取締役会が代表取締役に一任することを妨げないものとしております。
- 監査等委員でない取締役の報酬は、(イ) 取締役の職務遂行の困難さ (ロ) 取締役の責任の重さ (ハ) 当行の業績 (ニ) 行員給与とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。
- 監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストックオプションの割当て個数は、総額（年額90百万円）および総個数（年間2,500個）の範囲内で、取締役頭取が取締役会に諮って決定いたします。
- (2) 監査等委員である取締役の報酬の決定に関する方針
  - 監査等委員である取締役の報酬額につきましては、第107期定時株主総会でご承認をいただいたとおり、確定金額報酬として年額65百万円以内と定めております。
  - 監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議で、全員の同意を得て決定いたします。

### 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定は、上記「2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項」に記載されているとおりです。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行の財務状況等を勘案のうえ、決定し

ております。  
なお、当行は対象役員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

### 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額	賞与その他		退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストック・オプション	基本報酬		賞与その他		
対象役員 (社外役員を除く)	12	385	288	242	46	97	80	17	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)

1. 使用人兼務役員の使用人給与相当額は67百万円、人数は5名であり、うち給与50百万円は固定報酬の基本報酬に、賞与16百万円は変動報酬の賞与に含めて記載しております。
2. 変動報酬の基本報酬には、業績連動型報酬80百万円を含めて記載しております。
3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。  
なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日まで繰延べることであります。

	行使期間
北國銀行 第3回新株予約権	平成23年8月2日から平成48年8月1日まで
北國銀行 第4回新株予約権	平成24年7月24日から平成49年7月23日まで
北國銀行 第5回新株予約権	平成25年7月30日から平成50年7月29日まで
北國銀行 第6回新株予約権	平成26年7月23日から平成51年7月22日まで
北國銀行 第7回新株予約権	平成27年8月4日から平成52年8月3日まで
北國銀行 第8回新株予約権	平成28年8月2日から平成53年8月1日まで

### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

監査等委員でない取締役に対する株式報酬等の額および内容決定に関する方針

平成29年6月23日開催の第109期定時株主総会でご承認いただいたとおり、確定金額報酬および業績連動型報酬の限度額とは別枠で、従来の「株式報酬型ストックオプション」を廃止するとともに、これに代わる監査等委員でない取締役に対する新たな株式報酬制度として、信託を用いた株式報酬を支給することとしております。本制度導入に伴い、取締役が付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に移行することといたします。本制度は、当

行が金銭を拠出することにより設定する信託が当行株式を取得し、当行が監査等委員でない取締役および執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。監査等委員でない取締役および執行役員に付与する株式数およびポイントの総数は、本信託の信託期間である5年毎に金額上限500百万円の範囲内で、また、1事業年度あたり25,000ポイントの範囲内で、取締役頭取が取締役会に諮って決定いたします。なお、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当行株式1株となる予定です。